

燃料電池自動車等普及促進事業補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、県内における燃料電池自動車の普及促進を図り、水素エネルギー社会の構築を推進するため、県内に燃料電池自動車や当該車両と併せて外部給電器を導入し、当該車両等を活用した普及啓発事業や災害時の地域等への協力（以下「普及促進事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で燃料電池自動車等普及促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 燃料電池自動車 電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車をいう。
- (2) 外部給電器 燃料電池自動車から電力を取り出し、燃料電池自動車の外部へ給電する機能を有する機器をいう。
- (3) リース契約 燃料電池自動車又は外部給電器（以下「燃料電池自動車等」という。）の貸主が、当該燃料電池自動車等の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該燃料電池自動車等を使用収益する権利を与え、借主は、当該燃料電池自動車等の使用料を貸主に支払う契約をいう。
- (4) リース事業者 リース契約に基づき、燃料電池自動車等の貸付を行う者をいう。
- (5) 使用者 リース契約に基づき、燃料電池自動車等の借受を行う者をいう。
- (6) センター補助金 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金及び令和3年度補正予算「クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金」をいう。

(申請者の要件)

第3条 この要綱の規定に基づき補助金の交付を申請することができる者（以下「補助申請者」という。）は、別表1のとおりとする。

- 2 燃料電池自動車等が自社製品又は100%同一の資本に属するグループ企業からの調達となる者（リース契約の場合は補助対象の使用者）は補助申請者としなない。ただし、補助申請者がリース事業者で、かつ、使用者が前述の者に該当しない場合を除く。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助対象経費及び補助率は、別表2に掲げるとおりとする。

- 2 補助対象となる燃料電池自動車等は、センター補助金の対象となる燃料電池自動車等とする。

(補助金交付申請書等)

第5条 規則第3条の補助金交付申請書，知事が定める書類及び知事が定める期日は，別表3のとおりとする。

2 交付申請書受付後，補助対象経費の確認を行うに当たり，必要に応じ，補助申請者に対して申請内容に関する電話確認又は面談により行うヒアリングや追加説明資料の提出を求める場合がある。

(補助金交付の条件)

第6条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び規則第15条の2に規定する事項は，補助金の交付の決定の条件となる。

(軽微な変更)

第7条 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は，補助事業の目的を変更しない程度の軽微なもので，補助金の額に変更を生じないものとする。

(変更承認の申請等)

第8条 補助申請者は，規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする場合は，補助事業(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には，次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業(変更・中止・廃止)の内容及び理由を記載した書類
- (2) その他知事が認める書類

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする補助申請者は，その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項により，補助申請者が補助金の交付申請の取下げを行う場合は，補助金交付申請取下げ届出書(様式第3号)を知事に提出するものとする。

(状況報告)

第10条 規則第9条により，知事が補助申請者に対し補助事業の遂行状況に関し報告を求めた場合は，補助申請者は，補助事業遂行状況報告書(様式第4号)を作成し，指定する日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第11条 規則第11条の実績報告書及び知事が定める書類並びにそれら書類の報告期限は，別表4のとおりとする。

2 規則第12条の手続きにおいて，補助対象物件又は帳簿類の確認ができない場合には，当該物件に係る金額は補助対象外とする。

(補助金の請求)

第12条 規則第12条の規定による通知を受けた補助申請者は、補助金請求書(様式第6号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第13条 知事は、補助申請者に対しては前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(書類の保管)

第14条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(財産処分の制限)

第15条 補助事業により取得した財産は、補助事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 規則第17条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数とする。
- 3 補助申請者は、規則第17条の規定により、知事の承認を得て前項の財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保(以下「処分」という。)に供しようとする場合は、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。
- 4 補助事業により取得した財産を知事の承認を受けて処分した場合は、補助金の額の全部又は一部を県に返還させることがある。

(個人情報保護)

第16条 知事は、本事業により得た情報は、徳島県個人情報保護条例(平成14年条例第43号)に基づいて取り扱うものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月28日から施行する。
- 2 平成27年7月28日施行の「燃料電池自動車普及促進事業補助金交付要綱」は廃止する。
- 3 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

別表1（第3条関係）

<p>燃料電池自動車</p>	<p>1 申請者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 県内に住所を有する個人，県内に事務所若しくは事業所を有する法人（国及び地方公共団体を除く。） (2) 災害時に燃料電池自動車等を活用し，地域等に協力できる者 (3) 県が実施する燃料電池自動車等に関する普及啓発事業に協力できる者 (4) 県が実施する燃料電池自動車等の利用状況やニーズ把握のための調査に，モニター協力ができる者 (5) 普及促進事業に活用するため導入した燃料電池自動車に係るセンター補助金の交付決定を受ける者 (6) 燃料電池自動車の自動車検査証に使用の本拠地として徳島県内の地域が記載されていること <p>2 申請者がリース事業者の場合は，当該リース事業者が前項第5号の要件を満たす者であり，リース期間中において，使用者が前項第1号から第6号（第5号は除く。）の要件を全て満たす者でなければならない。また，リース事業者は，貸与料に補助金相当額の値下がり を反映させなければならない。</p>
<p>外部給電器</p>	<p>1 申請者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本補助金に係る燃料電池自動車の交付申請をしている者 (2) 普及促進事業に活用するため導入した外部給電器に係るセンター補助金の交付決定を受ける者 (3) 外部給電器の保管場所の住所が徳島県内にあること <p>2 補助申請者がリース事業者の場合は，当該リース事業者が前項第2号の要件を満たす者であり，リース期間中において，使用者は次に掲げる要件を共に満たす者でなければならない。また，リース事業者は，貸与料に補助金相当額の値下がり を反映させなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本補助金で申請する燃料電池自動車の使用者であること (2) 外部給電器の保管場所の住所が徳島県内にあること

別表 2 (第 4 条関係)

燃料電池自動車	補助対象経費	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 2 月 28 日の期間にセンター補助金の交付申請を行った、普及促進事業に活用する燃料電池自動車（新車に限る。）の購入経費（消費税及び地方消費税の額並びにリサイクル料金を除く。）
	補助率	センター補助金における交付規程に定める補助額の 1 / 2 以内とする。（以下、「燃料電池自動車補助対象額」という。） ただし、1,000 円未満の端数は、切り捨てるとともに、燃料電池自動車補助対象額から、市町村及びその他団体から受給した補助金等の額（センター補助金の額は除く。）を差し引いた額と 100 万円を比較し、低い方の額を上限とする。
外部給電器	補助対象経費	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 2 月 28 日の期間にセンター補助金の交付申請を行った、普及促進事業に活用する外部給電器（新品に限る。以下同じ。）の購入経費（消費税及び地方消費税の額並びにリサイクル料金を除く。） ただし、申請台数は本補助金を活用して導入した燃料電池自動車の台数を上限とする。
	補助率	センター補助金における交付規程に定める補助額の 1 / 2 以内とする。（以下、「外部給電器補助対象額」という。） ただし、1,000 円未満の端数は、切り捨てるとともに、外部給電器補助対象額から、市町村及びその他団体から受給した補助金等の額（センター補助金の額は除く。）を差し引いた額と 25 万円を比較し、低い方の額を上限とする。

別表3 (第5条関係)

燃料電池自動車	交付申請書	様式第1-1号 (燃料電池自動車)
	知事が定める書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業概要説明書 (様式第1-3号) (リース契約以外の場合) ・ リース事業者事業概要説明書 (様式第1-5号) (リース契約の場合) ・ 燃料電池自動車等を活用した地域等への協力者名簿登録書 (様式第1-7号) ・ 誓約書 (様式第1-8号) (リース契約以外の場合) ・ リース事業者誓約書 (様式第1-9号) (リース契約の場合) ・ 使用者誓約書 (様式第1-10号) (リース契約の場合) ・ センターへ提出した交付申請書及び添付書類一式の写し ・ 県内に住所を有することが確認できる書類 (個人の場合のみ) (センターへ提出した書類の写しで確認できる場合は除く。) ・ その他知事が必要とする書類
	知事が定める期日	知事が特に認めるものを除き、当該車両の初年度登録の日から起算して60日を経過した日又は令和5年2月28日のいずれか早い日まで
外部給電器	交付申請書	様式第1-2号 (外部給電器)
	知事が定める書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業概要説明書 (様式第1-4号) (リース契約以外の場合) ・ リース事業者事業概要説明書 (様式第1-6号) (リース契約の場合) ・ センターへ提出した交付申請書及び添付書類一式並びにセンター補助金の交付決定通知書の写し ・ 県内に住所を有することが確認できる書類 (個人の場合のみ) (センターへ提出した書類の写しで確認できる場合は除く。) ・ その他知事が必要と認める書類
	知事が定める期日	当該機器に係るセンター補助金の交付決定通知書を補助申請者が受領した日から起算して60日を経過した日又は令和5年2月28日のいずれか早い日まで

別表 4 (第11条関係)

燃料電池自動車	実績報告書	様式第 5 - 1 号 (燃料電池自動車)
	知事が定める書類	<ul style="list-style-type: none"> ・センター補助金に係る交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書の写し ・その他知事が必要とする書類
	提出期限	知事が特に認めるものを除き、当該車両に係るセンター補助金の交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書を補助申請者が受領した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日まで
外部給電器	実績報告書	様式第 5 - 2 号 (外部給電器)
	知事が定める書類	<ul style="list-style-type: none"> ・センターへ提出した実績報告書、添付書類一式及びセンター補助金に係る補助金の額の確定通知書の写し ・その他知事が必要と認める書類
	提出期限	知事が特に認めるものを除き、当該機器に係るセンター補助金の額の確定通知書を補助申請者が受領した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

(申請者) 所 在 地
氏 名

(個人以外の場合は、名称及び代表者の職・氏名を記載すること。)

補助金交付申請書 (燃料電池自動車)

補助金の交付を受けたいので、燃料電池自動車等普及促進事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業名

年度 燃料電池自動車等普及促進事業

2 交付申請額

金 円

3 関係書類

- ・事業概要説明書 (様式第 1 - 3 号) (リース契約以外の場合)
- ・リース事業者事業概要説明書 (様式第 1 - 5 号) (リース契約の場合)
- ・燃料電池自動車等を活用した地域等への協力者名簿登録書 (様式第 1 - 7 号)
- ・誓約書 (様式第 1 - 8 号) (リース契約以外の場合)
- ・リース事業者誓約書 (様式第 1 - 9 号) (リース契約の場合)
- ・使用者誓約書 (様式第 1 - 10 号) (リース契約の場合)
- ・センターへ提出した交付申請書及び添付書類一式の写し
- ・県内に住所を有することが確認できる書類 (個人の場合のみ) (センターへ提出した書類の写しで確認できる場合は除く。)
- ・その他知事が必要と認める書類

4 連絡先等

申請者連絡先	氏 名
	電 話
書類の送付先 (所在地と異なる場合)	〒

5 リース契約における使用者に関する事項 (申請者がリース事業者の場合のみ記入)

事業所名	
代表者名	
所在地	
担当者連絡先	担当者名
	電 話

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

（申請者） 所 在 地
氏 名

（個人以外の場合は、名称及び代表者の職・氏名を記載すること。）

補助金交付申請書（外部給電器）

補助金の交付を受けたいので、燃料電池自動車等普及促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業名

年度 燃料電池自動車等普及促進事業

2 交付申請額

金 円

3 燃料電池自動車の交付申請に係る交付決定日及び番号

（通知が既にあった場合のみ記入）

年 月 日付け徳島県指令 第 号

4 関係書類

- ・事業概要説明書（様式第1-4号）（リース契約以外の場合）
- ・リース事業者事業概要説明書（様式第1-6号）（リース契約の場合）
- ・センターへ提出した交付申請書及び添付書類一式並びにセンター補助金の交付決定通知書の写し
- ・県内に住所を有することが確認できる書類（個人の場合のみ）（センターへ提出した書類の写しで確認できる場合は除く。）
- ・その他知事が必要と認める書類

5 連絡先等

申請者連絡先	氏 名
	電 話
書類の送付先 （所在地と異なる場合）	〒

6 リース契約における使用者に関する事項（申請者がリース事業者の場合のみ記入）

事業所名	
代表者名	
所在地	
担当者連絡先	担当者名
	電 話

徳島県知事殿

(申請者)所在地
氏名

(個人以外の場合は、名称及び代表者職・氏名を記載すること。)

(担当者及び連絡先)

事業概要説明書(燃料電池自動車)

1 車両及び補助金額算定に関する事項

使用の本拠の位置	
導入した燃料電池自動車	メーカー 車名 型式
補助対象車両納入日	年 月 日
燃料電池自動車の購入価格 ※センター補助金交付申請書内の「購入価格」と同額	円/台
センター補助金交付額(A)	円/台
(A)の1/2(B) ※1,000円未満は切捨て	円/台
市町村及びその他団体が交付する補助金等(C)	円/台
1台当たりの補助金額(D) ※上限100万円 (D)=(B)-(C)	円/台
台数(E)	台
補助金交付申請額(D)×(E)	円

(注) 金額は、消費税及び地方消費税の額を除いた額とすること。(以下同じ。)

2 収支に関する事項

○収入の部

財源	金額（円）
センター補助額	
県補助額	
市町村その他団体が交付する補助金等	
自己資金及び借入金	
その他（ ）	
計	

○支出の部

内容	金額（円）
計	

徳 島 県 知 事 殿

(申請者) 所在地
氏 名

(個人以外の場合は、名称及び代表者職・氏名を記載すること。)

(担当者及び連絡先)

事業概要説明書 (外部給電器)

1 機器及び補助金額算定に関する事項

保管場所	名 称 住 所
導入予定の外部給電器	メーカー 型 式
補助対象機器納品 (予定) 日	年 月 日
外部給電器の購入 (予定) 価格 ※センター補助金交付申請書内の「購入予定価格」と同額	円/台
センター補助金交付額 (A)	円/台
(A) の 1 / 2 (B) ※1,000円未満は切捨て	円/台
市町村及びその他団体が交付する補助金等(C)	円/台
1 台当たりの補助金額 (D) ※上限 25万円 (D)=(B)-(C)	円/台
台数 (E)	台
補助金交付申請額 (D) × (E)	円

(注) 金額は、消費税及び地方消費税の額を除いた額とすること。(以下同じ。)

2 収支に関する事項

○収入の部

財源	金額 (円)
センター補助額	
県補助額	
市町村その他団体が交付する補助金等	
自己資金及び借入金	
その他 ()	
計	

○支出の部

内容	金額 (円)
計	

徳島県知事殿

(申請者)所在地
氏名

(個人以外の場合は、名称及び代表者職・氏名を記載すること。)

(担当者及び連絡先)

リース事業者事業概要説明書(燃料電池自動車)

1 車両及び補助金額算定に関する事項

使用の本拠の位置	
導入した燃料電池自動車	メーカー 車名 型式
補助対象車両納入日	年 月 日
燃料電池自動車の購入価格 ※センター補助金交付申請書内の「購入価格」と同額	円/台
センター補助金交付額(A)	円/台
(A)の1/2(B) ※1,000円未満は切捨て	円/台
市町村及びその他団体が交付する補助金等(C)	円/台
1台当たりの補助金額(D) ※上限100万円 (D)=(B)-(C)	円/台
台数(E)	台
補助金交付申請額(D)×(E)	円

(注) 金額は、消費税及び地方消費税の額を除いた額とすること。(以下同じ。)

2 収支に関する事項

○収入の部

財源	金額 (円)
センター補助額	
県補助額	
市町村その他団体が交付する補助金等	
自己資金及び借入金	
その他 ()	
計	

○支出の部

内容	金額 (円)
計	

徳 島 県 知 事 殿

(申請者) 所在地
氏 名

(個人以外の場合は, 名称及び代表者職・氏名を記載すること。)

(担当者及び連絡先)

リース事業者事業概要説明書 (外部給電器)

1 機器及び補助金額算定に関する事項

保管場所	名 称 住 所
導入予定の外部給電器	メーカー 型 式
補助対象機器納品 (予定) 日	年 月 日
外部給電器の購入予定価格 ※センター補助金交付申請書内の「購入予定価格」と同額	円/台
センター補助金交付額 (A)	円/台
(A) の 1 / 2 (B) ※1,000円未満は切捨て	円/台
市町村及びその他団体が交付する補助金等(C)	円/台
1 台当たりの補助金額 (D) ※上限 25万円 (D)=(B)-(C)	円/台
台数 (E)	台
補助金交付申請額 (D) × (E)	円

(注) 金額は, 消費税及び地方消費税の額を除いた額とすること。(以下同じ。)

2 収支に関する事項

○収入の部

財源	金額 (円)
センター補助額	
県補助額	
市町村その他団体が交付する補助金等	
自己資金及び借入金	
その他 ()	
計	

○支出の部

内容	金額 (円)
計	

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

（申請者） 所 在 地
氏 名

（個人以外の場合は、名称及び代表者の職・氏名を記載すること。）

燃料電池自動車等を活用した地域等への協力者名簿登録書

災害時に燃料電池自動車等を活用した地域等への協力者として、下記のとおり登録するとともに、誠意を持って協力します。

1 協力内容

- ・地震等による大規模災害が発生した場合において、徳島県の要請に基づき、燃料電池自動車を非常用電源として提供すること。
- ・協力者名簿に登録された情報を徳島県災害対策本部に提供すること。
- ・外部給電器について本補助金を申請した場合は、様式第5-2号の3及び4に記載の内容を協力者名簿に登録すること。

2 登録設備

設 備	型 式	保管場所（名称及び住所）
燃料電池自動車		

3 登録者連絡先

氏 名	
電話番号	
メールアドレス	
住 所	

徳 島 県 知 事 殿

(申請者) 所 在 地
氏 名

(個人以外の場合は、名称及び代表者の職・氏名を記載すること。)

(担当者及び連絡先)

誓 約 書

燃料電池自動車等普及促進事業補助金を受けるに当たり、次のとおり誓約します。

- 1 県が実施する燃料電池自動車等の普及啓発事業に可能な限り協力します。
- 2 県が実施する燃料電池自動車等の利用状況やニーズ把握のための調査に、モニター協力します。
- 3 県税その他の租税について滞納していません。
- 4 本補助事業により取得した燃料電池自動車等を要綱第 15 条第 2 項で定める期間より前に処分する場合は、知事の承認を受け、指示された補助金額を返還します。
- 5 本補助事業により取得した燃料電池自動車等については、徳島県内を本拠として使用します。

徳 島 県 知 事 殿

(申請者) 所 在 地
氏 名

(個人以外の場合は、名称及び代表者の職・氏名を記載すること。)

(担当者及び連絡先)

リース事業者誓約書

燃料電池自動車等普及促進事業補助金を受けるに当たり、次のとおり誓約します。

- 1 県税その他の租税について滞納していません。
- 2 要綱第 15 条第 2 項で定める期間より前にリース契約が終了、無効、取り消し又は解除となった場合は、速やかに知事に報告します。
- 3 前項の事案が発生した場合は、要綱別表 1 (2)～(4)に定める内容について継続して実施するため、新たにリース契約を行う使用者についても、実施についての同意を求めるとともに、新たな使用者とのリース契約書の写し、貸与料金の算定根拠明細書及びその他県が必要と認める書類を知事に提出します。
- 4 前項の内容が実施できない場合、要綱第 15 条第 3 項の規定により、財産処分承認申請書を提出し、知事の承認を受け、指示された補助金額を返還します。

徳 島 県 知 事 殿

(申請者) 所 在 地
氏 名

(個人以外の場合は、名称及び代表者の職・氏名を記載すること。)

(担当者及び連絡先)

使 用 者 誓 約 書

(リース事業者名) とのリース契約を締結するのに当たり、次のとおり誓約します。

- 1 県が実施する燃料電池自動車等の普及啓発事業に可能な限り協力します。
- 2 県が実施する燃料電池自動車等の利用状況やニーズ把握のための調査に、モニター協力します。
- 3 県税その他の租税について滞納していません。
- 4 燃料電池自動車等については、徳島県内を本拠として使用します。

年 月 日

徳島県知事 殿

（申請者） 所在地
氏 名

（個人以外の場合は、名称及び代表者の職・氏名を記載すること。）

補助事業（変更・中止・廃止）承認申請書

補助事業 { 〔に要する経費の配分の変更〕
〔内容の変更〕 } の承認を受けたいので、燃料電池自動車等
〔中止・廃止〕

普及促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業名

年度 燃料電池自動車等普及促進事業

2 補助金の交付の指定番号

年 月 日付け徳島県指令 第 号

3 変更・中止・廃止の理由

4 関係書類

・変更・中止後の事業概要説明書

燃料電池自動車の場合：様式第1-3号

（リースの場合：様式第1-5号）

外部給電器の場合：様式第1-4号

（リースの場合：様式第1-6号）

両方の場合：様式第1-3号及び様式第1-4号

（リースの場合：様式第1-5号及び様式第1-6号）

・その他知事が必要と認める書類

5 担当者の氏名及び連絡先

氏名

連絡先

年 月 日

徳島県知事 殿

（申請者） 所在地
氏 名

（個人以外の場合は、名称及び代表者の職・氏名を記載すること。）

補助金交付申請取下げ届出書

申請した燃料電池自動車等普及促進事業補助金については、燃料電池自動車等普及促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、次の理由で取り下げます。

1 補助事業名

年度 燃料電池自動車等普及促進事業

2 補助金の交付の指定番号

年 月 日付け徳島県指令 第 号

3 取下げの理由

4 担当者の氏名及び連絡先

氏名

連絡先

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

（申請者） 所 在 地
氏 名

（個人以外の場合は、名称及び代表者の職・氏名を記載すること。）

補助事業遂行状況報告書

補助事業の遂行の状況について、燃料電池自動車等普及促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助事業名

年度 燃料電池自動車等普及促進事業

2 補助金の交付の指定番号

年 月 日付け徳島県指令 第 号

3 基 準 日

年 月 日現在

4 関係書類

- ・燃料電池自動車に係るセンター補助金の審査状況が分かる書類
- ・外部給電器の購入スケジュールが分かる書類等
- ・その他知事が必要と認める書類

5 担当者の氏名及び連絡先

氏名

連絡先

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

(申請者) 所在地
氏 名

(個人以外の場合は、名称及び代表者の職・氏名を記載すること。)

実績報告書(燃料電池自動車)

補助事業が完了したので、燃料電池自動車等普及促進事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助事業名

年度 燃料電池自動車等普及促進事業

2 補助金の交付の指定番号

年 月 日付け徳島県指令 第 号

3 関係書類

- ・センター補助金に係る交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書の写し
- ・その他知事が必要と認める書類

4 担当者の氏名及び連絡先

氏名 連絡先

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

(申請者) 所在地
氏 名

(個人以外の場合は、名称及び代表者の職・氏名を記載すること。)

実績報告書(外部給電器)

補助事業が完了したので、燃料電池自動車等普及促進事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助事業名

年度 燃料電池自動車等普及促進事業

2 補助金の交付の指定番号

年 月 日付け徳島県指令 第 号

3 保管場所

- ・名称:
- ・住所:

4 導入した外部給電器

- ・メーカー:
- ・型式:

5 関係書類

- ・センターへ提出した実績報告書、添付書類一式及びセンター補助金に係る補助金の額の確定通知書の写し
- ・その他知事が必要と認める書類

6 担当者の氏名及び連絡先

氏名

連絡先

受領日日付

補助金請求書

請求日 令和 年 月 日

徳島県知事 殿

(請求者)

所在地

氏名

(法人名及び代表者職・氏名)

右金額を請求 します。	請求 金額											円
----------------	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

摘 要	
補助事業名	
補助指令金額	
補助指令年月日	
補助指令番号	
補助額	既受領額
	今回請求額
	残 額
請求区分	1 精算 2 概算

口座振込先								
金融機関名	() 店舗名 ()							
預金種別	(1 普通 2 当座 3 その他)							
口座番号	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (右づめ)							
口座名義	(カタカナ書き) ()							

発行責任者及び担当者（法人の場合、御記入ください。）

	氏名	連絡先
発行責任者		
担当者		

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

（申請者） 所 在 地
氏 名

（個人以外の場合は、名称及び代表者の職・氏名を記載すること。）

財産処分承認申請書

燃料電池自動車等普及促進事業補助金交付要綱第15条第3項の規定により、財産の処分の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 処分しようとする財産の名称

2 補助金の交付の指定番号

年 月 日付け徳島県指令 第 号

3 処分の内容

4 添付書類

- ・センター補助金に係る財産処分承認通知書
- ・補助金の確定通知書及び実績報告書（様式第5-1号、様式第5-2号又はその両方）の写し
- ・その他知事が必要と認める書類

5 担当者の氏名及び連絡先

氏名

連絡先